

No. 12

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
西尾市	環境部 環境保全課	0563-34-8111	直通	0563-34-8115
住所	〒444-0531 西尾市吉良町岡山大岩山65		担当者氏名	谷崎 正樹
URL	<a href="http://www.city.nishio.aichi.jp/">http://www.city.nishio.aichi.jp/</a>	E-mail	kankyo-h@city.nishio.lg.jp	

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	転換：窒素除去型	転換：窒素磷除去型
5人槽	444,000	528,000
7人槽	486,000	693,000
10人槽	576,000	963,000

(2) [ 平成30年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
	12						12

前年度実績基数 (0基)

(3) [ 補助対象地域 ]

市内全域(公共下水道計画区域において供用中及び概ね10年以内に供用開始となる地域、農業集落排水事業供用区域及び集落排水事業計画・実施区域を除く。ただし、接続が困難であると市長が認めた地域は補助対象とする。)

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

- ・既設のみなし浄化槽等を撤去又は雨水貯留槽へ転用して、処理対象10人以下の高度処理型浄化槽を設置するもので次の各号のいずれの要件を満たす者
  - ①自ら居住の用に供する市内の住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含み、集合住宅及び社宅を除く。)に、撤去又は雨水貯蓄槽へ転用するのみなし浄化槽等が接続され、既に使用している者であること
  - ②撤去又は転用するのみなし浄化槽等が接続されている建築物の所在地に住民登録がされている者(個人に限る。)であること
  - ③市税の滞納がない者であること

(6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認が必要となる新築、改築、増築に伴い浄化槽を設置する者
- ③住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ④補助金の交付申請前に工事に着工した者
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ⑥暴力団員が役員となっているもの
- ⑦暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図及び配置図及び排水経路図
- ③既設のみなし浄化槽等が確認できる着工前写真
- ④住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として、全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けていることを証明する登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- ⑥浄化槽法に基づく設置業者登録証及び浄化槽設備士証等写し(原本証明のこと)
- ⑦転換整備にかかる工事施工見積及び工事請負契約書の写し
- ⑧浄化槽機能保証制度に基づいて登録した保証登録証
- ⑨型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑩西尾市税を滞納していないことを証明する書類
- ⑪誓約書
- ⑫その他市長が必要と認める書類

**(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】**

- ・提出期限：完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③浄化槽法定検査契約書の写し
- ④工事施工写真（既設物の撤去等から浄化槽の設置に係るもの）
- ⑤浄化槽が適正に設置されていることを確認した浄化槽設置状況チェックリスト
- ⑥領収書の写し
- ⑦浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑧浄化槽使用廃止届出書の写し（既設浄化槽の撤去を伴う場合に限る。）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

**(9) 【 その他 】**

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に上限10万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください